

荒川区学童クラブの運営に関する条例

平成 10 年 10 月 23 日

条例第 35 号

改正 平成 11 年 10 月 25 日条例第 21 号 平成 12 年 3 月 22 日条例第 16 号
平成 12 年 12 月 6 日条例第 51 号 平成 13 年 12 月 10 日条例第 44 号
平成 15 年 3 月 17 日条例第 8 号 平成 16 年 7 月 1 日条例第 21 号
平成 16 年 12 月 15 日条例第 31 号 平成 17 年 3 月 18 日条例第 12 号
平成 17 年 12 月 20 日条例第 63 号 平成 18 年 12 月 15 日条例第 48 号
平成 19 年 10 月 22 日条例第 39 号 平成 20 年 12 月 17 日条例第 25 号
平成 21 年 10 月 16 日条例第 36 号 平成 22 年 10 月 15 日条例第 35 号
平成 23 年 10 月 18 日条例第 27 号 平成 26 年 10 月 23 日条例第 28 号
平成 26 年 12 月 10 日条例第 32 号 平成 29 年 2 月 27 日条例第 1 号
平成 29 年 10 月 26 日条例第 27 号 令和元年 6 月 24 日条例第 3 号
令和元年 12 月 16 日条例第 31 号 令和 2 年 7 月 17 日条例第 18 号
令和 3 年 3 月 24 日条例第 1 号 令和 4 年 7 月 21 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない小学校(小学校に相当する学校を含む。以下同じ。)に在学する児童に対し、遊びと生活の場を提供することにより、その健全な育成を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成 26 年条例 28 号〕)

(事業等)

第 2 条 区は、前条の目的を達成するため、同条に規定する遊びと生活の場の提供に関する事業を行う。

2 前項の事業は、別表に掲げる学童クラブにおいて行う。

3 前項の規定にかかわらず、小学校の第 4 学年から第 6 学年までに在学する児童に対する第 1 項の事業の実施については、別表に掲げる学童クラブのうち荒川区規則(以下「規則」という。)で定める学童クラブで行うものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成 26 年条例 28 号〕)

(対象児童)

第 3 条 学童クラブを利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす児童(以下「対象児童」という。)とする。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 小学校に在学していること。

(3) 保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当することにより、昼間家庭において適切な保護を受けることができないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める者は、学童クラブを利用することができる。

(一部改正〔平成26年条例28号〕)

(利用の承認)

第4条 学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、当該児童の保護者の就労、疾病等の状況を審査し、利用の必要があると認めるときは、同項の承認をするものとする。

3 区長は、第1項の承認をするに際して、運営上必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないものとする。

(1) 対象児童に該当しないと認められるとき。

(2) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められるとき。

(3) 学童クラブの運営上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に利用を不相当と認めるとき。

(保育料)

第6条 学童クラブの利用に係る費用(飲食に要する費用を除く。以下「保育料」という。)は、児童1人当たり月額4,000円とする。

2 第4条第1項の規定により利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定めるところにより保育料を納付しなければならない。

(保育料の減免)

第7条 区長は、規則で定めるところにより、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の不還付)

第8条 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用承認の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 対象児童に該当しなくなったとき。

(2) 正当な理由なく相当期間学童クラブの利用がないとき。

(3) 正当な理由なく相当期間保育料を納付しないとき。

(4) 学童クラブの運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(延長利用等)

第 10 条 区長は、第 4 条第 2 項の規定により承認を受け、かつ、特に必要があると認める児童(以下「延長利用対象児童」という。)の保護者に対し、土曜日を除く日において学童クラブの延長利用(午後 6 時から午後 7 時まで学童クラブを利用することをいう。以下同じ。)を承認することができる。

2 延長利用に係る費用(飲食に要する費用を除く。以下「延長保育料」という。)は、児童 1 人当たり月額 1,000 円とする。

3 第 4 条、第 5 条(第 2 号を除く。)及び第 9 条の規定は、延長利用について準用する。この場合において、第 5 条第 1 号及び第 9 条第 1 号中「対象児童」とあるのは「延長利用対象児童」と、同条第 3 号中「保育料」とあるのは「延長保育料」と読み替えるものとする。

4 第 6 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定は、延長保育料について準用する。

(追加〔平成 26 年条例 32 号〕)

(運営の委託)

第 11 条 区長は、学童クラブの運営に関する事務を法人その他の団体に委託することができる。

(一部改正〔平成 26 年条例 32 号〕)

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成 26 年条例 32 号〕)

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、利用の申請その他利用のために必要な準備行為に係る規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 10 月 25 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から起算して 7 月をこえない範囲内において荒川区規則で定める日から施行する。

(平成 12 年規則第 32 号で平成 12 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 12 年 3 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 6 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において、荒川区規則で定める日から施行する。

(平成 13 年規則第 6 号で平成 13 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 13 年 12 月 10 日条例第 44 号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において荒川区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 14 年規則第 13 号で平成 14 年 4 月 1 日から施行)

- 2 改正後の別表に規定する七峡小学童クラブ及び赤土小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成 15 年 3 月 17 日条例第 8 号)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する二峡小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成 16 年 7 月 1 日条例第 21 号抄)

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 15 日条例第 31 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日条例第 12 号)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する三峡小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日条例第 63 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する二瑞小学童クラブ、九峡小学童クラブ及び二日小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成 18 年 12 月 15 日条例第 48 号)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する汐入小学童クラブ及び三日小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成 19 年 10 月 22 日条例第 39 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の別表に規定する四峡小学童クラブ及び六日小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成 20 年 12 月 17 日条例第 25 号抄)

1 この条例は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日条例第 36 号抄)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表に規定する南千住第一学童クラブ及び南千住第二学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 22 年 10 月 15 日条例第 35 号)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表に規定する峡田学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 23 年 10 月 18 日条例第 27 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 23 日条例第 28 号)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の荒川区学童クラブの運営に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項に規定する対象児童が学童クラブを利用するための手続については、新条例の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 26 年 12 月 10 日条例第 32 号)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 10 条に規定する延長利用を利用するための手続については、同条の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年 2 月 27 日条例第 1 号)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表に規定する日暮里学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年 10 月 26 日条例第 27 号)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表に規定する汐入東小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和元年 6 月 24 日条例第 3 号)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表に規定する尾久小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和元年 12 月 16 日条例第 31 号)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する西尾久学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日条例第 18 号)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する南千住六丁目学童クラブ及び二日小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和 3 年 3 月 24 日条例第 1 号)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定するひぐらし学童クラブ及びひぐらし小学童クラブを利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第 2 条関係)

(一部改正〔平成 23 年条例 27 号・29 年 1 号・27 号・元年 3 号・31 号・〕)

名称	実施場所
二瑞小学童クラブ	東京都荒川区南千住五丁目 8 番 1 号 第二瑞光小学校内
南千住第一学童クラブ	東京都荒川区南千住六丁目 35 番 3 号 南千住保育園内
南千住第二学童クラブ	東京都荒川区南千住六丁目 35 番 3 号 南千住保育園内
南千住六丁目学童クラブ	東京都荒川区南千住六丁目 6 8 番 7 号
汐入学童クラブ	東京都荒川区南千住八丁目 2 番 2 号 汐入ふれあい館内
汐入小学童クラブ	東京都荒川区南千住八丁目 2 番 3 号 汐入小学校内
汐入東小学童クラブ	東京都荒川区南千住八丁目 9 番 3 号 汐入東小学校内
	東京都荒川区南千住八丁目 10 番 1 号 第三中学校内
	東京都荒川区南千住八丁目 14 番 1 号 汐入公園内
三峡小学童クラブ	東京都荒川区荒川一丁目 43 番 1 号 第三峡田小学校内
二峡小学童クラブ	東京都荒川区荒川二丁目 30 番 1 号 第二峡田小学校内
峡田学童クラブ	東京都荒川区荒川三丁目 3 番 10 号 峡田ふれあい館内
花の木学童クラブ	東京都荒川区荒川五丁目 50 番 5 号 花の木ひろば館内
九峡小学童クラブ	東京都荒川区荒川六丁目 8 番 1 号 第九峡田小学校内
四峡小学童クラブ	東京都荒川区町屋二丁目 11 番 6 号 第四峡田小学校内
五峡小学童クラブ	東京都荒川区町屋三丁目 17 番 24 号 第五峡田小学校内
大門小学童クラブ	東京都荒川区町屋四丁目 27 番 8 号 大門小学校内
七峡小学童クラブ	東京都荒川区町屋八丁目 19 番 12 号 第七峡田小学校内

赤土小学童クラブ	東京都荒川区東尾久二丁目 43 番 9 号 赤土小学校内
尾久小学童クラブ	東京都荒川区東尾久五丁目 6 番 1 0 号 尾久小学校内
熊野前学童クラブ	東京都荒川区東尾久五丁目 9 番 3 号 熊野前ひろば館内
尾久学童クラブ	東京都荒川区西尾久二丁目 25 番 13 号 尾久ふれあい館内
尾久西小学童クラブ	東京都荒川区西尾久五丁目 27 番 12 号 尾久西小学校内
西尾久学童クラブ	東京都荒川区西尾久八丁目 26 番 9 号 尾久第六小学校内
	東京都荒川区西尾久八丁目 33 番 31 号 西尾久ふれあい館内
東日暮里学童クラブ	東京都荒川区東日暮里一丁目 17 番 13 号 東日暮里ふれあい館内
三日小学童クラブ	東京都荒川区東日暮里三丁目 10 番 17 号 第三日暮里小学校内
二日小学童クラブ	東京都荒川区東日暮里六丁目 1 9 番 1 2 号
ひぐらし学童クラブ	東京都荒川区東日暮里六丁目 2 8 番 1 5 号 ひぐらしふれあい館内
ひぐらし小学童クラブ	東京都荒川区西日暮里二丁目 3 2 番 2 5 号 ひぐらし小学校内
六日小学童クラブ	東京都荒川区西日暮里六丁目 35 番 16 号 第六日暮里小学校内